

表彰弔意に関する規程

第1条 この規程は、公益財団法人東京連合防火協会定款（以下「定款」という。）第4条に定める事業の遂行にあたり、功労のあった都民等への表彰及び弔慰事業に関し、必要な事項を定めるものである。

第2条 前条の功労のあった都民等への表彰は、次の各号に定める賞金又は賞金相当額の記念品（以下「賞金等」という。）を贈呈する。

- | | |
|---------------------------|----------|
| (1) 火災の早期発見及び通報措置適切な者 | 2,000円以内 |
| (2) 初期消火に功労があった者 | 3,000円以内 |
| (3) 避難誘導及び人命救助に功労があった者 | 5,000円以内 |
| (4) 永年にわたり消防の使命達成に功労のあった者 | 2,000円以内 |
| (5) その他消防に関し特に功労のあった者 | 3,000円以内 |

2 前項各号で、特に功労があった者に対しては、理事会の議決を得て、賞金等を増額することができる。

第3条 第2条の表彰を行う事由が発生したと認めるときは、別記様式第1号により会長あてに申請するものとする。

第4条 防火、防災及び救急業務等、各業務に功労のあった都民等への弔意は、次の各号に定める弔慰金を贈り、これを行う。

- | | |
|--------------------------------|-----------|
| (1) 消防業務に従事中死亡したとき | 50,000円以内 |
| (2) 消防使命達成に貢献があった者が死亡したとき | 20,000円以内 |
| (3) 前各号のほかに特に会長が弔慰の必要があると認めたとき | 5,000円以内 |

2 前各号で、特に功労があった者に対しては、理事会の議決を得て弔慰金を増額することができる。

第5条 前条第1項の弔慰金は、死亡者の遺族に贈呈する。

2 弔慰金を贈呈する遺族は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹であって、死亡時その収入によって生計を維持していたものとする。

3 弔慰金を贈呈する遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序とし、父母については養父母を先に、実父母は後にする。

第6条 第4条の弔慰を行う事由が発生したと認めたときは、別記様式第2号により、会長あてに申請するものとする。

第7条 本会の目的達成のため、特に功労があった者に対しては、理事会の議

決を得て、記念品を贈ることができる。

第8条 第2条、第4条及び第7条に該当する者に対しては、感謝状を贈ることができる。

附 則

1 この規則は、平成22年12月7日から施行する。

別記様式第1号(第3条関係)

平成 年 月 日

公益財団法人
東京連合防火協会 会長 殿

申請者 _____
(関係所属長又は防火防災協会会長等)

表 彰 申 請 書

規程第2条 の功労種別	
功労者の住 所、氏名、生 年月日、年齢、 職業（法人、 団体にあつて はその名称）	
功 勞 理 由	
摘 要	

〔摘要欄記載事項〕

退任にあつては、退任年月日及び理由、また、死亡にあつては、死亡年月日、
その他等必要事項を簡記する。

別記様式第2号（第6条関係）

平成 年 月 日

公益財団法人
東京連合防火協会 会長 殿

申請者 _____
(関係所属長又は防火防災協会会長等)

弔慰金交付申請書

規程第4条 の功勞種別	
死亡者所属、 職、氏名、生 年月日(年齢) 住 所	
死亡年月日 規程第5条に 定める遺族の 続柄、住所、 氏名	
申請者意見	